18　法第六十八条の九十第六項第七号の二ロに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額から当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除した残額とする。

第三十九条の百十八第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項第一号中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「（第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16　法第六十八条の九十一第二項に規定する政令で定めるときは、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額が課されるものとされるときとする。

17　法第六十八条の九十一第二項に規定する政令で定める金額は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額とする。

第三十九条の百十八第十二項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項又は前項」を「前二項」に、「第三十九条の百十八第八項又は第九項」を「第三十九条の百十八第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第一項から第三項までに」を「第三項から第五項までに」に改め、同項第一号中「（第七項」を「（第九項」に、「第三十九条の十八第七項」を「第三十九条の十八第九項」に、「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第二号中「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第三号中「第三十九条の十八第一項から第三項まで」を「第十九条の十八第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「外国法人税の額」の下に「（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。）」を加え、「第十五項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十八条の九十一第一項に規定する政令で定める外国法人税は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税とし、同項に規定する政令で定める金額は、当該企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額（以下この条において「個別計算外国法人税額」という。）とする。

2　個別計算外国法人税額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九条の百二十の二第五項第四号中「次条第十項」を「次条第十六項」に改める。

第三十九条の百二十の三第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項第一号中「第三十九条の二十の三第十一項」を「第三十九条の二十の三第十七項」に改め、同項第二号中「額（」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定をいう。以下この号及び第三十九条の百二十の七において同じ。）」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定（第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この号及び第三十九条の百二十の七において同じ。）」に、「、当該」を「当該」に、「額を」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、同項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額）を」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第九項」を「第十五項」に、「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第三十九条の百十四の二第二十項（」を「第三十九条の百十四の二第三十一項（」に、「第三十九条の百十四の二第二十項第二号」を「第三十九条の百十四の二第三十一項第二号」に、「第十六項各号」を「第二十八項各号」に、「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第三十九条の百十四の二第十六項（」を「第三十九条の百十四の二第二十八項（」に、「第十七項」を「第二十九項」に、「第三十九条の百十四の二第十六項第一号」を「第三十九条の百十四の二第二十八項第一号」に、「は、」を「は『」に、「第三十九条の百二十の三第三項各号」を「第三十九条の百二十の三第九項各号」と、同項第五号中「（ハに掲げる金額を含む。）のうちに次」とあるのは「のうちにイ」と、「金額の合計額」とあるのは「金額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項を同条第八項とし、同条第一項中「第三十九条の百十四の二第三項」を「第三十九条の百十四の二第十項」に改め、「（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。第三項及び第六項において同じ。）」を削り、「第三十九条の百十四の二第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の五項を加える。

3　法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第九項第一号から第五号までの規定中「法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合における同条第二項第三号ハ(1)の外国関係法人に係る第九項各号に掲げる者とする。

4　法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係法人に係る関連者（同号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下この項及び第六項第一号において同じ。）以外の者から収入する収入保険料（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）とする。

5　法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

6　法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一　外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険料の合計額

二　外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料（法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。）の合計額に対する割合

7　法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

第三十九条の百二十の三に第一項として次の一項を加える。

第三十九条の百十四の二第五項の規定は外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人について、第三十九条の百十四の二